

都市施設の名称	特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積 (以上~未満)	遵守基準となる整備項目																						
		500㎡ 1,000㎡ 2,000㎡ 3,000㎡ 5,000㎡				①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧		⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
		200㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	経路動 等円滑 化	出入 口	廊下 等	授乳 場所 等	階段	傾斜 路	口及び エレベ ーター の乗降	工場の エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降	エレベ ーター の乗降
1 学校等施設	学校（幼稚園を除く。）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	幼稚園	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
2 医療等施設	病院又は診療所（患者の収容施設を有するもの。）	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	診療所（患者の収容施設を有しないもの。）	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		●	●	●	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	助産所、施術所又は薬局（医薬品の販売業を併せ行うものを除く。）	★	★	★	★	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
		★	★	★	★	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
3 興行施設	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
4 集会施設	集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （一の集会室の床面積が200㎡を超えるもの。）	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	公会堂	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他これに類する施設	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	集会場（冠婚葬祭施設を含む。） （すべての集会室の床面積が200㎡以下のもの。）	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	公民館	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	その他これらに類する施設	○	○	○	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

特定都市施設
の凡例解説

※ 事前協議対象施設を除き、バリアフリー法令等の対象となるものは、ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出は免除
 ●▲★ ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
 ○△ ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
 ○△ バリアフリー法令等の対象となるもの

整備項目の
凡例解説

■●○ : 建築物(共同住宅等以外)の遵守基準
 ▲△ : 建築物(共同住宅等)の遵守基準
 ★ : 小規模建築物の遵守基準

都市施設の名称	特定都市施設 網掛け部分が特定都市施設 床面積 (以上~未満)	遵守基準となる整備項目																						
		500㎡				2,000㎡				5,000㎡				⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
		200㎡	1,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	200㎡	1,000㎡	3,000㎡	5,000㎡	200㎡	1,000㎡	3,000㎡	5,000㎡											
①	②	③		④	⑤	⑥	⑦	⑧				⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰				
経路 移動 円滑 化	出 入 口	廊 下 等	授 乳 場 所 等		階 段	傾 斜 路	口 及 ビ ー リ ン グ の 乗 降	工 事 の 形 態 の 変 更	特 殊 用 途 の 設 計	使 用 者 の 利 便 性	ア ベ ー ジ ン グ	ド ウ ア ー ン グ	シ ヤ ー ー ン グ	室 泊 施 設 の 客 席	観 覧 席 ・ 客 席	敷 地 内 の 通 路	駐 車 場	標 識	案 内 設 備	の 案 内 路 線 設 備 ま で	公 共 的 通 路			
12 文化施設	博物館、美術館又は図書館																							
13 公衆浴場	公衆浴場																							
14 飲食店等	飲食店																							
	料理店																							
15 サービス店舗等	郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗																							
	一般ガス事業、一般電気事業又は電気通信事業の用に供する営業所 ※ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの																							
16 工業施設	工場その他これらに類する施設																							
17 駐車場又は発着場を構成する建築物	車両の駐車場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの																							
18 自動車関連施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）																							
	自動車修理工場、自動車洗車場																							
	給油取扱所																							
	自動車教習所																							
19 公衆便所	公衆便所																							
20 公共用歩廊	公共用歩廊																							
21 地下街	地下街その他これに類する施設																							
22 その他の住宅	一戸建ての住宅																							
23 複合施設	上記1の項から21の項までに掲げる都市施設の複合建築物																							

特定都市施設の凡例解説

※ 事前協議対象施設を除き、バリアフリー法令等の対象となるものは、ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出は免除
 ●▲★ ユニバーサルデザインまちづくり条例の事前協議及び届出が必要な用途及び規模
 ○▲★ ユニバーサルデザインまちづくり条例の届出が必要な用途及び規模
 ○△ バリアフリー法令等の対象となるもの

整備項目の凡例解説

●○ : 建築物(共同住宅等以外)の遵守基準
 ▲△ : 建築物(共同住宅等)の遵守基準
 ★ : 小規模建築物の遵守基準

用途や規模により異なります (新宿区告示第250号(資-85) 参照)